

日本スポーツ振興センター災害共済給付金の手続きについて

学校管理下（授業や部活動、学校行事、登下校など）で起こったケガなどで病院等を受診した場合医療保険各法（健康保険・国民健康保険等）に基づく療養に要した費用が 500 点以上の場合（窓口払い 1500 円以上）が対象となり、医療費の一部が給付されます。（保険外診療分・交通費等は給付の対象にはなりません。）

ケガをして病院を受診した場合は、お子様を通して学校にご連絡ください。申請に必要な用紙をお渡しします。（申請のために診断書をとる必要はありません）

※給付は、県への書類提出、センターでの書類審査を経て給付されるため、給付までは 2～3 ヶ月ほどかかります。

※給付金は審査を経て給付されます。審査が通らない場合もありますのでご了承ください。

※災害が発生してから 2 年間は申請することができます。